

居宅介護支援 重要事項説明書

〈平成30年4月1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0475-42-1185
担当部署 在宅介護支援センター 一宮苑
担 当 者 齋藤 淳子（主任介護支援専門員）
受付時間 月～金曜日 9：00～17：00

ご不明な点、お悩みの点、何でもお気軽にご相談下さい。

2. 在宅介護支援センター 一宮苑の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域

事 業 者 名	在宅介護支援センター 一宮苑
所 在 地	千葉県長生郡一宮町一宮 389
介護保険事業者番号	居宅介護支援事業者 千葉県 1276600028
サービスを提供する地域	基本実施地域：茂原市及び長生郡内市町村 (但し、基本実施地域以外でもサービス提供可能)

(2) 事業所の職員体制

	人数	合計	業 務 内 容
管 理 者	1名	1	事業所の運営管理全般
介護支援専門員	1名以上	1	指定居宅介護支援の提供

(3) 営業時間及び休業日

平日（月～金曜日）	午前9時～午後5時
休 業 日	土・日曜日、国民の祝祭日、12月29日～1月3日

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス利用にあたって、各種事業者との連絡調整を行います。

- ① 居宅サービス計画作成依頼受付（電話又は来所）
- ② 介護支援専門員による指定居宅サービス内容の説明
- ③ 利用者及びその家族の主旨同意
- ④ 居宅介護支援サービス利用契約の締結
- ⑤ 課題分析（利用者家族の状況を確認させていただき、利用者、ご家族と共に居宅サービス計画の原案を作成させていただきます。）
- ⑥ サービス担当者会議開催（サービス事業者との調整を行います。）
- ⑦ 利用者及びその家族の計画同意
- ⑧ 居宅サービス利用開始
- ⑨ 月次サービス利用状況の確認と計画の見直し

4. 利用料金

(1) 種類

① 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されますので自己負担はありません。

保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき居宅介護支援費・各種加算分をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、保険者の当該窓口へ提出しますと、全額払戻しが受けられます。

② 交通費

前記2.の(1)に記載された基本実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねする交通費として1kmあたり50円お支払いいただきます。

③ 利用者の都合により契約を中途解約した場合、居宅介護支援費・各種加算分の料金をお支払い頂きます。

(2) 支払方法

料金が発生した場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、前記1.の相談窓口までお電話等でお申込みください。前記3.のサービス提供までの流れに沿いまして、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

当該月15日までに、文書でお申し出くださいとさせていただきます。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

事業所運営が困難となるような止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書でお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

次の場合、双方の通知が無くとも、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合（再契約については別途ご相談に応じます。）
- 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者またはその家族等が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書でその内容を通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営方針

- 1 介護保険法令に基づき、本契約内容を遵守しサービスの遂行に努める。
- 2 契約に則った介護サービスの提供のみならず、利用者の生活全般にわたり、より付加価値の高いサービスの提供を目指す。
- 3 個々のニーズに沿った居宅介護サービス計画の作成とその実践を目指す。
 - ① 介護支援専門員は、利用者が可能な限り居宅において自立して生活が営めるような、居宅サービス計画の作成に努めます。
 - ② 指定居宅介護支援サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族に人格並びに意思を尊重し、常に利用者側の立場に立って、各種指定介護支援サービスが特定の種類・事業者に偏ることが無いよう、公平中立に行います。
 - ③ 利用者やその家族に対し、居宅サービス計画書に位置付ける指定居宅サービス事業所等について、複数の事業者の紹介を行います。また、その事業者の選定理由の説明要求があった場合は、その要求に応じると共に十分な説明を行います。
 - ④ 状況の変化に即応できるように、関係市町村及び、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等と連絡を密にし、連携体制の維持に努めます。
 - ⑤ 利用者の入院時には、利用者の日常生活上の能力や利用していた居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有し利用者の退院支援や退院後の在宅生活への円滑な移行を支援します。
 - ⑥ 居宅介護支援事業者と入院先医療機関との連携促進の観点から、利用者が病院等へ入院する場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等へ伝えてもらうように協力をお願い致します。
 - ⑦ 医療系サービスをご利用の場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされており、この意見を求めた医師等に対して居宅サービス計画書を交付致します。
 - ⑧ 訪問介護事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題、服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握した利用者等の状態等について、介護支援専門員から主治の医師、歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達いたします。
 - ⑨ 介護支援専門員等担当職員の資質向上に留意し、事業所内外の研修等を通して、常に最新情報の収集・周知に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要

当事業所では、居宅サービス計画の作成には所定の評価票を使用します。このプログラムにより、利用者及びその家族の現在おかれている状況を、その立場に立って促えることが出来ます。

7. 提供サービスに関する相談・苦情の受付

(1) 当事業所窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当	在宅介護支援センター 一宮苑
担 当 者	齋藤 淳子 (介護支援専門員) 小木曾宏 林房吉 渡邊利廣 (第三者委員)
電 話	0 4 7 5 - 4 2 - 1 1 8 5

また市町村保険者及び千葉県国民健康保険連合団体の相談窓口でも受け付けております。

千葉県国民健康保険団体連合会 電 話 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8

8. 事業所の概要

名 称 社会福祉法人 児童愛護会
特別養護老人ホーム 一宮苑
代表者氏名 理事長 白井 陽
所 在 地 千葉県長生郡一宮町一宮 389
電 話 0 4 7 5 - 4 2 - 1 1 8 0

実 施 事 業 (1) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
(2) ケアハウス (軽費老人ホーム)
(3) 居宅介護支援事業 (ケアマネジャー常駐)
(4) 通所介護事業 (デイサービス事業)
(5) 短期入所事業 (ショートステイ事業)

令和 年 月 日

居宅介護支援サービス利用にあたり、利用者及び代理人に対して契約書・契約書別紙及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

〈 事業者 〉

事業者名 在宅介護支援センター 一宮苑
住 所 千葉県長生郡一宮町一宮 389
説 明 者 居宅介護支援専門員
齋藤 淳子 印

私は、契約書・契約書別紙及び本書面により、サービス事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意致しました。

〈 利用者 〉

住 所

氏 名 印

〈 代理人 〉

住 所

氏 名 印